

# 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会（第5回）

## 議事概要

日時：令和2年1月27日（月）13:30～15:15

場所：上川町 かみんぐホールリハーサルルーム

1. 開会
2. あいさつ 環境省北海道地方環境事務所国立公園課 田中課長
3. 議事

会長が欠席のため、環境省 北海道地方環境事務所 国立公園課 田中課長が会長代理として議事を進行。

### (1) 松仙園地区に関する今後のスケジュールについて

#### 資料1：松仙園地区整備工事の結果について

##### (事務局)

○資料1に基づき、松仙園地区整備工事の結果について説明。

##### (大雪と石狩の自然を守る会)

○木道に使われた木材の産地はどこか。地元にあるものを使うというのが基本的な考え方だと思うので確認したい。

##### (事務局)

○確認して後日情報提供したい。

※確認の結果、使用された木材は北海道（道南）産のスギ材であった。

### (2) 松仙園地区の維持管理体制について

#### 資料2：松仙園地区の維持管理体制について

##### (事務局)

○資料2に基づき、維持管理体制について説明。

※質疑等なし。

### (3) 松仙園地区におけるモニタリングについて

#### 資料3-1：松仙園地区適正利用推進計画に基づくモニタリングの実施内容

#### 資料3-2：松仙園地区積雪モニタリングの結果（3年目）

#### 資料3-3：松仙園地区植生モニタリングの結果（初年度）

##### (事務局)

○資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき、モニタリングの実施内容及び積雪・植生モニタリング結果について説明。

○植生モニタリングは令和2年度からはドローンを使って概括的に把握していくことも検討し

ていることも加えて説明。

**(上川総合振興局 環境生活課)**

○モニタリングの調査は、委託に出しているのか。その場合、今後も委託を継続していくのか。

**(事務局)**

- 供用開始直後は、正確に状況を把握する必要があるため、最初の1～3年程度は予算をつけて業務請負により専門の事業者が、荒廃の有無・程度を正確に把握するようにしたい。
- 荒廃が当面ないようであれば、モニタリングに関しては簡略化し、ボランティアや職員実行で行い、全体及び主要な種の植被率のみを確認していくように移行したい。
- モニタリング結果の評価案を環境省で検討し、その妥当性について本協議会メンバーに意見を聞く予定。

**(4) 松仙園地区の情報発信について**

**資料4：松仙園地区の情報発信計画（案）**

**(事務局)**

- 資料4に基づき、情報発信の方法について説明。
- 利用ルールを登山者に十分理解してもらう必要があるため、出席者から多くのアイデアを頂きたい旨を説明。

**(上川町)**

○登山道5つのルールで登り一方運行と周知を図っていくとのことであるが、体調不良や怪我が生じ、引き返した方が早く戻れるケースの対応はどのようにするか。

**(事務局)**

○歩道管理者が自主的に定めたルールであるという趣旨から、事故や緊急避難時はルールが適用除外されるものと考えている。下山することも含め救護を必要とする者にとっての最善の対応がなされることが重要。

**(旭川山岳会)**

○「ブラシで靴についた植物の種を落とす」というルールについて、設備はどうなっているのか。近くに川がないため、水を利用して落とすことができないのではないかと。供用開始後でも良いので検討してはどうか。

**(事務局)**

○入口ゲートにブラシを2本程引っかけておき、水なしで、ブラシにより種子を落としてもらう予定。

**(旭川山岳会)**

- 登山口～二の沼の区間は水たまりが多くあるが、排水はできないのか。普通の靴で歩くと利用者が水たまりを避け道の縁を歩くので、歩道の縁がだんだん痛められていく恐れがある。
- 松仙園登山道の見どころにある、夏の湿原の沼に咲く花の写真は、登山道上から撮ることができる場所があるか。
- コースが以前と変わるが、四の沼のケルミ・シュレンケが眺められる場所はあるのか。また、これを宣伝するのであれば、特殊な地形であることが現地でも分かるよう看板などを付けた

方が良いのではないか。

**(事務局)**

- 登山口～二の沼の区間は快適性を向上させるための整備や補修は行わないものの、登山道の排水に関しては、自然環境の荒廃が懸念される箇所において、可能な場所から対応していく予定。
- 二の沼の湿原の終点に近いところでは、木道が沼のそばを通る場所があり、そこで沼に咲く花を撮影したり、観察したりすることが可能であると考えている。
- 四の沼からササ帯に入る手前は、高度感があり、ケルミ・シュレンケが十分に眺められる。自然環境を保全するため必要最小限の整備としている観点から、看板は考えていない。

**(大雪と石狩の自然を守る会)**

- 供用期間が2カ月半と短く、今年から供用開始となるので、登山者が集中する可能性がある。特殊な植物や自然、ヒグマへの対策も必要。現在でも八島分岐や三十三曲分岐、見晴台にある案内標識の新しい柱にクマの爪痕、牙痕、毛が残っている。新しいルートでもヒグマが通る可能性が非常に高い。これらを考えるとパトロールや人員配置を行った方が良いのではないか。高原温泉の秋のようにしてはどうか。併せて、人員配置等により、一方通行等、利用ルールの周知を行ってはどうか。

**(事務局)**

- 松仙園は、大雪山グレード4の極めて原始的な自然が残された場所で、登山技術が高い人を対象としているので、自己責任で装備を揃えて入山してもらうのが原則。大雪山グレード2や3の高原温泉沼巡り登山コースとは違うので、登山者が事前にルールを理解し対処してもらうようにしたい。これにより、原始的な雰囲気・場所を提供できるよう運用していきたい。そのために、入り口の案内看板やインターネットで事前にルールを理解してもらうことは重要と考えている。

**(旭川山岳会)**

- 案内標識の柱にクマの痕跡があるが、これを皆さんに知ってもらった方が良いのではないか。こういった物をHPに載せる等して周知した方が、登山者はヒグマ対策についてより真剣に考えるのではないか。

**(大雪と石狩の自然を守る会)**

- できれば、人員の配置等をして、ヒグマ対策も含めルールの具体的な話をした方が良いのではないか。ルールの周知はできるだけ早く行った方が良い。

**(大雪山国立公園パークボランティア連絡会)**

- ヒグマは揮発性の物質が好き。ヒグマに遭遇した際に、揮発性物質をしみ込ませた物を投げて、ヒグマの注意がそれている間に逃げるができるくらい好きであると聞いたことがある。案内標識に痕跡があると思うが、そういった内容を周知するのも利用者の参考になる。

**(事務局)**

- グレード4の登山道として運用していきたいので、人員を配置するのは難しい。御理解いただきたい。
- ヒグマの毛が案内標識についている様子は簡単に見ることができるので、そういった物を活

用して（写真を撮影して）、より登山者にルールを理解していただくというアイディアは良いと思うので実施していきたい。

**（上川総合振興局 環境生活課）**

- ヒグマの関係について、理想的には人員配置が望ましいが、現実的に対応できるか分からない。今回は、今まで人が通ってなかったところに歩道をつくるため、ヒグマの行動が読めない。大雪山ではヒグマがどこにいてもおかしくなく、痕跡があっても驚くべきことではない。
- 以前、空知の雨竜沼湿原の木道では確実にヒグマがいて、痕跡もあったが、管理者として閉鎖したりすることは全く考えていなかった。地域の自然保護団体はヒグマのこと、昼と夜で時間のすみ分けができていることが分かっているので、心配していなかった。
- 松仙園ではヒグマの行動把握ができていない。植生把握のモニタリング等も大切だが、できる範囲で痕跡の収集等を行って周知していった方が良い。痕跡の多い場所に自動撮影カメラを設置しヒグマの出没する時間帯までおさえられたら理想的。少なくともヒグマの痕跡を収集することを考えた方が良いのではないか。
- 情報発信の関係は、HP も重要だが紙媒体、特にガイドブックも重要。具体的には「夏山ガイド」「山と高原地図」などに情報が更新されていて、ルールを掲載してもらうのが有効な手段だと思う。主要なガイドブックに新しい松仙園をどのように載せるかも検討した方が良い。

**（事務局）**

- ヒグマの把握については、維持管理の巡視の中で、ヒグマについて注視し、痕跡があれば記録を取るところから始めていきたい。
- ガイドブックについては、良いアイディアだと思うので、編集部・発行元にアプローチをかけていきたい。

**(5) 松仙園地区の供用開始イベントについて**

**資料5：松仙園地区の供用開始イベントの開催について（案）**

**（事務局）**

- 資料5に基づき、供用開始イベントについて説明。

**（旭川山岳会）**

- 昨年9月に東旭川のペーパン地区で開催された「大雪山幻の登山道 ペーパンルートを歩くツアー」には30人以上参加者がいた。今回の登山会の人数は30人で大丈夫か。

**（事務局）**

- 協議会メンバー等の関係者で20人。加えて一般参加者10人くらいで考えている。

**（旭川山岳会）**

- 新しいコースに興味を持つ方もいると思うので、多くの人が参加を希望するかもしれない。人数が多い時のことも考えておいた方が良いのではないか。

**（事務局）**

- 5時間程度のコースであり、簡単な登山ではないことを分かるようにして募集したい。
- 10人強で一班、2つの班に分かれる事も考えている。状況によっては3班にして人を増やしても良いのかなと感じた。

○募集開始の時期も検討したい。

**(旭川山岳会)**

○下山コースで使用することとなる三十三曲分岐～沼ノ平の歩道に関しては、整備をしているのか。

**(事務局)**

○毎年補修をしているので、現在は歩きやすくなっていると思う。

**(上川総合振興局 環境生活課)**

○登山口につけるカウンターは、どこまで細かく分かるものなのか。

**(事務局)**

○1日ごとの入山、下山人数を集計している。15分毎に何人かが分かる。(同じ15分の中に複数の人数が計測された場合は1パーティーと考えられるので)1パーティーの人数も把握できる。

**(東川町)**

○年々減っていると思うが、旭岳方面から愛山溪方面に行く人もいる。松仙園へ至る入口にあたる場所で、理想的には、高原温泉の沼巡り登山コースのヒグマ情報センターのように職員がいて直接ヒグマの情報や利用ルールを伝える方がよいと思う。そのようにできなくても、入口できちんと登山者の方が快適で安全に楽しく利用していただくための知識をしっかりと持っていていただくような工夫は必要ではないか。

○実際に適切に管理運営できるかどうか、やってみながら状況を把握していき、データを積み重ねてより良い形に対処していったらどうか。パークボランティア、自然公園指導員の皆さんや、本町の大雪山国立公園保護協会関係者、ビジターセンタースタッフも相互に協力し合いながら、情報提供・情報発信に努めていけたらいいのではないか。

**(上川総合振興局 南部森林室)**

○パトロールについては予算が少なくなってきており、愛山溪地区だけでなく旭岳の方も行わなければならない状況ではあるが、できる限り松仙園にも対応して、協力していければ良いと考えている。

**(事務局)**

○松仙園地区の維持管理のため巡視については、年度末か年度初め直ぐに、巡視に関わる関係者で集まって打合せをしたいと思うので、よろしく願いしたい。

**(層雲峡観光協会)**

○層雲峡温泉を重点的に発信しているのが現状。しかし、誰でも気軽に行けるコースではないものの、上川町内にできた新たな登山コースということで、愛山溪が盛り上がっていかばと思うので、情報提供・発信について協力したい。

○情報に関しては、事務局が環境省に近いこともあり、こまめに入手しに行きたい。

**(株式会社りんゆう観光)**

○愛山溪倶楽部については、上川町さんから3年間委託を受けて今年度で契約が切れる。もし契約が更新されて来年度も受託できれば引き続き愛山溪温泉で営業できる。登山者にとって本

当の入り口になるので、いろいろな注意喚起も含めスタッフにも周知して、入り口としての情報提供、インターネットを通じた情報提供もしっかりしていきたいと思う。

**(事務局)**

○現場での情報提供がとても重要で、入山前にはルールを知っていることが大切なので、ご協力よろしくお願いいたします。

**(旭川勤労者山岳会)**

○最近では若い人たちも精力的に趣味で登山をはじめることが多くなってきている。しかし、利用ルールが分からないから違うところから入ってしまったたり、下りてしまったたりすることもあると思う。山岳会の役目としてルールを守ることや安全を絶えず考慮して山を登ることに力を注いで、これからも山を楽しむために、お役にたてればと思う。

**(事務局)**

○旭川勤労者山岳会さんには若い会員さんも入っているのか。

**(旭川勤労者山岳会)**

○去年は2名ほど若い20代の会員さんが入った。今年も30代1人、40代1人が入った。若返りを図っているところ。

**(事務局)**

○大雪山をはじめ山の国立公園は山岳会さんのご協力が重要になってくる部分があるかと思う。特に大雪山は素晴らしいだけでなく恐ろしいところでもあるので、そういう意味でも引き続きお願いしたい。

**(旭川山岳会)**

○北海道山岳連盟の仕事も行っており、そのHPに松仙園を紹介していきたいと思っている。環境省のHP、大雪山国立公園連絡協議会のHPどちらのリンクを貼ったら良いか。

○北海道山岳連盟の来年度の行事予定の中に、会員へ松仙園を紹介して登山会を開きたいと考えている。

**(事務局)**

○HPのリンクについては両方貼っていただきたい。大雪山国立公園連絡協議会の登山情報のページはリアルタイムの情報を常に更新しているので、両方紹介していただけると嬉しい。

**(6) その他**

**資料6：大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会設置要領改正案**

**(事務局)**

○資料6に基づき、規約別表にある構成員の時点修正を行いたいことを説明。

※異議なく了承。修正した内容で、設置要領第9の附則の最終文章は、「この要領は令和2年1月27日から施行する。」となることを確認。

○7月に供用が始まり、モニタリング結果や利用動向を把握できるようになる。来年度も同時期に結果を振り返るために、みなさんにお集まりいただきたいと思うので、引き続きよろしくお願いいたします。